

- まえくぼ義由紀議員と三双順子議員の一般質問と答弁の概要をご紹介します。

## まえくぼ 義由紀 (日本共産党、宇治市・久世郡) 2000、10、5

### **教職員の削減計画を撤回し、30人学級の早期実現、専科教員の配置を**

【まえくぼ】 日本共産党のまえくぼ義由紀です。通告している数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、30人学級、専科教員の問題についてであります。

文部省の「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」は、本年5月19日に「今後の学級編制及び教職員の配置について」の報告を出しました。この報告では、今後子供が減少するが、その分の教職員を減らさないことや、学級規模については各県の判断で少人数学級にすることもできるなど盛り込まれました。しかし、多くの父母や教職員が期待していた30人学級については、「現行通り上限40人」とするとしています。

この、調査研究協力者会議の報告の内容は、父母・教職員をはじめ国民的な運動として、11年間も取り組まれてきた「30人学級の早期実現」をめざす3000万人署名運動、全国のほぼ半分の1588自治体の議会が「国の責任で30人学級を」という意見書を採択したこと、また多くの自治体が独自措置として少人数学級に取り組んできたこと、すでに欧米では少人数学級が当たり前になっていることなど、一定の国民世論の影響を無視できなかったものの、政府・文部省の意向を強く反映したものであります。

これに対し、「見送りは納得できない」「文部省は長期的な視野にたち、30人学級をめざすべきだ」(朝日)、「21世紀も40人でもつのか」「できる限り、実現をめざす方策を探るべきである」(毎日)、など新聞各社が、批判的見解を示し30人学級の必要性を論じています。また、日本教育学会の「学校・学級の編成に関する研究委員会」の研究代表者桑原敏明筑波大学副学長は、「学級規模25人前後を境に教育効果は大きく変わる。学級定員の標準は20人程度とすべき」と述べています。このように、今や少人数学級への移行は、国民みんなの当たり前の願いになっているにもかかわらず、財源問題を口実にして「上限40人」としたことは子供たちや学校現場の深刻な事態に答えるものではありません。

一方、2001年度から公立小・中学校の第七次教職員定数改善計画がスタートします。今後五年間で、児童・生徒数が約60万人減少、それに伴い教職員が23,000人減ることになりますが、先の「調査研究協力者会議」の報告にしたがって、これを減らさずに維持するということが実行に移されるならば、40人学級のもとでも、学級と学習グループを別にして、国語や算数などの教科で少人数学級を編成することが出来る教員配置が可能であり、都道府県単位での30人数学級など弾力的に基準を設けることも可能になるのではありませ

んか。

そこで質問ですが、京都府教育委員会として、新たな情勢のもと、今後の学級編制と教職員配置についてどのように考えていますか。今こそ、財政危機を口実にした府のリストラ計画で押しつけられている900人の教職員削減を撤回し、せめて30人学級に踏み込む時ではありませんか。お答えください。

また、昨年二学期から調査研究事業として取り組んでいる小学校高学年の理科、音楽、体育などの専科教員の配置についてですが、府下わずか10名の配置でしかも非常勤講師という限界があるもとでも一定評価され、本格実施への要望が高まっています。大阪府、滋賀県、奈良市など自治体独自の努力も広がってきています。来年度に向け本格実施すべきではありませんか。いかがですかお答えください。

## 府立高校間に教職員配置の大きな格差。すぐに是正を

【まえくぼ】次に、府立高校の教職員配置について質問します。

まず、教職員配当の教職員数と標準法の比較では、標準法に対して教職員配当が11人多い学校から、2人少ない学校まであります。標準数よりも11人多い学校のうち、嵯峨野高校は「京都コスモス科」という専門学科があり、西宇治は単位制になっています。9人多い久美浜は、単位制の総合学科を98年度より開設しています。標準法では単位制に関する「加配」について、具体的な数が規定されていないものです。2人の加配が比較的多いのですが、そのうち園部、八幡、南八幡は、同和加配が複数配置されている学校です。標準法を満たしていない学校が田辺2人、峰山高校弥栄分校1人で、標準法どおりの教職員配当しかされていないのは東稜・商業・城南・南陽・北桑田となっており、そのうち4校が30学級前後の大規模校となっています。その他の学校は1人から6人の範囲で配当されています。以上が、府教育委員会が教職員定数の基準を明らかにしてこなかったなかで、府立高等学校教職員組合が「公立高等学校の設置、適性配置および教職員定数の標準等に関する法律」との対比によって算出した99年度の教員配置数の公表されている調査結果です。

なぜ、生徒の教育条件や教職員の労働条件にとって、歴然とした格差がある教職員の配置を行なっているのですか、配置基準はどのようになっているのですか。理解と納得の出来る説明をしてください。

さらに、府財政が危機的状況といいながら桂・八幡など12校に複数教頭が配置されている問題です。厳しい批判のなかで嵯峨野・西宇治の複数教頭を廃止し1人に戻したものの、教頭の複数配置は、本来現場にまわすべき教員が管理職にまわり、教育の管理統制を強めるだけで、現場教育の改善には役に立っていないのではありませんか。教頭の複数配置の基準はどのようになっているのですか。基準があいまいな複数配置をすみやかに廃止し、一般教員や養護教員を増やすべきではありませんか。いかがですかお答えください。

【教育長】教職員定数改善計画は、現在概算要求が明らかにされた段階であり、その実施については国の財源措置と関係法例の改正が必要であり、今後要望に努める。また定数削減計画については、第二次行政推進大綱の策定時に算定されたもので、新しい国の定数改善計画が策定されれば、新たな要素のものとして対応する。なお30人学級については、国の概算要求においても考えられていない。

専科担当教員は、昨年度から2年間の継続事業として調査・研究しており、今後、調査結果や国の動向を踏まえる必要がある。

府立校の教員配置について標準法は、国が財政措置する際の基礎となる教職員定数を都道府県毎の総数として定めるもので、個々の学校に直接適用し算定するものではない。したがって、各学校への定数配当については、校長から各学校の教育計画や課題などの実情を十分に聞き、学校の特色及び教育課題に応じた配置をしている。同様に教頭の複数配置についても、標準法の算定基礎である学級規模によるものではなく、設置学科の特色や各学校の教育課題等に対応した学校運営体制を確立するため、適切に配置しており、引き続き効果的な配置に努める。

## 恣意的な府教委の教員配置。その基準は何か

【まえくぼ・再質問】教育の問題ですが、まず加配教員数です。嵯峨野や西宇治校など府教委の肝いりの学校に集中して配置されており、「大学進学率が上がった」とか、「教育効果が高まった」ということについては、それは当たり前のことです。そのしわ寄せが、例えば私の地元の城南高校、あるいは東陵高校など、1人も加配が配置されていない（ことにあらわれている）ではありませんか。また、養護教員などのそのしわ寄せがきていると言わざるを得ません。このような、あいまいで恣意的な教員配置を止めること、府民に理解できる府教委の配置基準をはっきりしてくださいと、私は求めている。

また、教頭の配置問題でも八幡校、これは18クラス、9クラスで農芸高、海洋高などがあります。5つの単科の学校に配置されている一方、30クラスの、これは私の地元や府南部で、菟道、城陽、西城陽など大規模の学校にはいろいろ教育問題があるのに配置されていません。この点でも教育委員会の裁量で恣意的な配置をやっていいのか、その基準をはっきりすべきだということを私は質問いたしました。明快な教育長の答弁を再度求めます。

【教育長】国の標準法に基づき適性に配置している。

## 交通バリアフリー化の本格的推進を

【まえくぼ】次に、交通バリアフリーについて質問します。

障害者やお年寄りが交通機関を利用しやすくする交通バリアフリー法が本年5月10日に成立、この11月にも施行されます。

この法律には、多くの改善すべき点があります。高齢者、障害者などが社会参加をしていくうえで、移動の自由と安全確保は基本的権利と位置付け、知的障害者など全ての障害者を対象にすべきこと。バリアフリーが進まないのは、既存の施設整備の遅れがあります。JR、私鉄大手では、総駅数6445駅のうち、エレベーターの整備率は7%、エスカレーター11・8%です。ところが法律は努力義務となっており、5000人以下の乗降客の駅などすべての施設も対象に整備するよう義務付けることが必要です。さらに、バリアフリー化を進めるうえで不可欠の障害者や高齢者など利用者の参画が大きな課題です。

日本共産党は、6年前に法案策定の提案を行ない政府に検討を約束させたもので、今回の法律には、いま指摘したように、多くの改善すべき点があったため修正案を提案してきました。

修正はならなかったもののこの法律は、鉄道会社やバス会社などに対し、駅やターミナルなどを新設したり、大規模に改修する場合、施設内にエレベーターなどの設置を義務づけています。運輸省では、一日の乗降客5000以上の駅のうちエレベーターやエスカレーターなどが未設置の1,647駅について、10年間でバリアフリー化の目標を示しています。建設省では、駅前の歩道に段

差があったり、歩道橋にエレベーターがない駅周辺の整備も同時にすすめる必要があるとし、国や地方自治体など道路管理者に義務づける。対象になる駅は2,700カ所程度になる見通しで、今後10年間で整備するとしています。

また、市町村は国の基本方針にしたがって、駅などの周辺地区を道路などと一体的にバリアフリー化を進める重点整備地区に指定し、整備の基本構想をつくることになっています。交通事業者や道路管理者は、この市町村の構想にそってエレベーターの設置、低床バスの導入、歩道の段差解消などの事業を実施し、自治体は駅前広場や駐車場、駐輪場、公園などを整備するとされています。

本府では、わが党も要求した「京都府福祉のまちづくり条例」が、H7年10月1日から施行され、福祉のまちづくりがはかられています。

そこでお聞きしますが、バリアフリー法の施行にともない、「福祉のまちづくり条例」の着実な進展をはかること、また、市町村の基本構想の作成を積極的に支援・援助し、府も計画を持ち事業の進捗をはかることが必要ではありませんか。お答えください。

京都府下の鉄道駅で、一日平均乗降客5000人以上かつ高低差5m以上の対象駅のなかでエレベーター又はエスカレーター設置駅数は現時点で56駅、未設置の駅数は15駅残されています。早急に整備計画・方針をたてるべきではありませんか。また、5000人以下の乗降客の駅についてはどうするのですか、条件の緩和を国に働きかけるとともに、本府の補助制度についても要件を緩和すべきと考えますが、どうですか。お答えください。

また整備されたとする駅でも例えば、京都駅のように肝心の障害者団体から使いづらいと要望が出されているように、施設づくりに障害者や高齢者など利用者の意見が反映されていないのが問題です。今後の整備計画については、利用者の参画が不可欠であり義務付けるべきです。いかがですか。

駅や施設のバリアフリーが進んでも、移動が困難では使えません。車椅子などでも安心して通行できるように歩車道の分離を基本に道路整備を急ぐべきです。また、補助金制度をつくり低床バスの導入を促進すべきだと考えますが、いかがですか。

**【企画環境部長】** バリアフリー法に先駆け制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、各種施策を積極的に展開してきた。今後、国におき交通バリアフリー化の基本方針を策定の上、その方針に基づき市町村が関係事業者と十分に協議し、基本構想を策定することとなっており、身体障害者等利用者の参画の方法についても国において検討中である。

また、駅舎整備については、これまでも積極的に行なってきた。5000人未満の駅についても駅周辺に福祉施設がある場合等につき補助対象としており、今後も市町村と連携し支援したい。

歩道整備は、従来から道路管理者において、駅周辺など日常生活に関わりの深い道路を中心にバリアフリー化に取り組んでいる。生活バス路線において低床バスの購入がされる場合、補助対象としている。

現在、国において、バリアフリー基準など細部の検討がなされているので、引き続き必要な要望をし、市町村や事業者と連携してバリアフリー化を推進する。

## **日産車体撤退問題 歴史の経過ふまえ、府として積極的対応を**

**【まえくぼ】** 次に、日産車体の撤退問題について質問します。

日産自動車は、昨年10月、突然「リバイバルプラン」を発表し、同時に日産車体京都工場の事実上の閉鎖を決めました。そして、日産車体本体の工場用地約230,000㎡、宇治オート用地約19,000㎡、旧社宅等用地63,000㎡も大部分売却するという計画になっています。宇治市内の工場敷地の全体面積が約1,000,000㎡であり、その約4分の1を占める跡地が売却されるのですからただ事ではありません。すでに宇治オート跡地が松原興産というパチンコ店などを経営する会社に売却されました。本体の跡地などがどこに売却され、何に活用されるのか周辺住民はもとより宇治市や久御山町の街づくり、工業地域の在り方に重大な影響をおよぼすものとして、そのなりゆきが心配されています。

もともと日産車体京都工場の用地は、昭和16年、日産車体の前身である日本国際航空株式会社が飛行場建設や航空機製造の国策会社として設立された時にさかのぼります。当時、逓信省が「全国に飛行場と航空乗員養成所を建設する」という計画を発表。これを受けて京都府などが誘致したのが「京都飛行場」で国・京都府・国策会社が一体となって飛行場の建設を推進しました。そして、京都府が用地買収から設計・施行まで一手に引き受け、農地を有無をいわず安く買い上げて推進したものでした。戦後は、トラックやバスのボデーを製造するなど民需産業に転換し、「日国工業」「新日国工業」と変遷、経営不振のなか日産自動車を買収、昭和37年「日産車体」と社名変更し現在に至っているのです。

このように国と京都府が造ってきたのが、日産車体京都工場のそもそもの成り立ちであり、単なる一民間企業のこととしてすまされない歴史的経過をもっているのです。

すでに、地元では、跡地問題について近隣住民を中心に「日産車体の跡地問題を考える会」がつくられ、会社や宇治市に対し、「跡地利用について、地元住民の意見を十分に聞く機会を設けてほしい」との要望書がだされています、しかし、日産車体はその受け取りすら拒否をし、企業の社会的責任を回避しようとしています。

京都府として、歴史的経過も踏まえ、宇治市や久御山町など地元自治体のまちづくりの考え方や住民の要望などをしっかり受けとめ、「まちづくり協議会」を設置するなど、日産車体の跡地問題に対処すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

**【商工部長】**日産車体にたいし地元への十分な情報提供、地元市長の意向を反映した跡地活用となるよう要請してきた。府日産車体対策連絡協議会等も活用し、要請に努める。

**【まえくぼ・要望】**日産車体の跡地問題については、府の南部の主体的なまちづくりということも含め、ぜひ周辺住民や宇治市、久御山町のまちづくりなどの意向を反映していただいて、日産車体との協議にあたっていただきたい。

## 公安委員会の情報公開について

**【まえくぼ】**次に、情報公開制度について質問します。

全国での公安委員会・警察を情報公開の対象に加えた情報公開条例の制定状況は、9月22日付け「読売新聞」によると、すでに制定済み13都県、九月議会で改正案を提案5府県、今年度中に改正案を提案予定16道府県、改正が来年度にずれ込む見込み13県となっています。来年4月から施行される国の情報公開法で、国家公安委員会を対象になることを踏まえ、都道府県での条例

改正の流れが加速されています。

宮城県の浅野知事が提案した情報公開条例の改正案をめぐり、警察の情報公開を国の情報公開法より進んだものという、つまり「警察の判断権を条例に明記しない」とする知事の提案が成立するかどうか注目されています。さらに、北海道や岩手県など複数の県が、警察による恣意的な情報開示をさけるため、国の基準にとられない警察情報の公開が可能な、条例改正が検討されていると報じられています。これに対して、「情報公開は全国一律の基準」とする警察庁は、宮城県の条例改正案が可決されれば、警察業務に支障がでる可能性があるとして懸念を表明。まだ警察を情報公開の対象にしていない34道府県の警察本部に対し、警察業務に支障を生じることのない制度を確保することなど通達したといわれています。

本府においては、現在公文書公開審査会において、府公安委員会の情報公開の在り方などについて審議中で、今秋にも知事に意見書がだされると報道されています。改正条例の提案にあたっては、府民要望にこたえ、分権時代にふさわしい内容となるよう求めておきます。また、この際、条例改正には、電磁的記録はもちろん意思形成過程の情報、附属機関、外郭団体も含め公開対象に盛り込むべきことを重ねて要望しておきます。

そこで質問ですが、知事は、公文書公開審査会に公安委員会の情報公開について、どんな内容の審議を求めたのですか。また、現時点で審査会の審議状況はどのような段階にありますか。条例提案の見通しはいつになりますか。お答えください。

**【知事】**情報公開条例は、制定後10数年が経過し、開かれた府政の推進に重要な役割を果たしてきた。一方で情報化の著しい進展や情報公開法の制定など、新たな状況も生じている。このため公文書公開審査会に条例のあり方への意見を求めた。現在、公安委員会を条例の実施機関に含めることや対象文書の範囲の拡大、非公開の要件などについて審議がなされている。近々、審査会の意見がまとまり提言が出る。その内容を踏まえ、13年4月の情報公開法の施行を念頭において、条例の改正手続きをすすめる。

## 男女共同参画社会の実現へ 府独自の条例制定を 「検討」にとどめず、早期に具体化を

【三双】先に通告しております3点につきまして、知事、並びに関係理事者に質問をいたします。

まず男女共同参画社会基本法に関連して、質問いたします。この法律は、国会でも付帯決議がつけられたことでも明らかなように、男女共同参画の「機会を確保する」ということにとどまり、男女平等の理念が明記されていないという問題点や、差別の禁止、母性保護に関する規定、企業責任が明記されていない不十分さをもっています。しかしながら、基本法は、政策・意志決定過程へ女性の参画の拡大をうたい、家庭の責任と他の活動の両立の明記など、女性の要求や運動が部分的であれ反映されたものであり、男女がともに活動し、利益と責任を分かち合う社会をめざすという姿勢が明確にされた法律は意義深いものと考えます。

同法では都道府県が具体的な施策策定および実施する責務を負うとし、国に準じた責務を明記しております。私は、昨年の決算書面審査において、本府独自の男女共同参画社会の実現をめざす条例制定を求めましたところ、「条例が必要かどうか検討していかねばならない」との答弁に止まりましたが、今回出された京都府の新しい総合計画の中に「条例策定の検討」と記されています。すでに条例策定をした東京都、埼玉県、山口県、三重県のほか、今年度中に3県が制定を見込んでおり、検討されている県は他4県にのぼっています。条例制定は全国的な流れとなっており、本府もいつまでも「検討」にとどめず条例制定をすべきであります。

基本法の理念を生かした「京都府男女共同参画基本条例」の制定の必要性をどう考えて折られますか。お聞かせください。

私は本府が男女共同参画基本条例をつくり、①憲法および女性差別撤廃条約などの男女平等の理念を明記する。②雇用の場における男女平等を貫く企業責務を明らかにすること。③母性保護の重要性、権利を明記。④女性への性的嫌がらせや暴力の禁止と差別是正の措置。⑤政策・方針決定の場への女性委員の積極的登用。⑥苦情の処理機関の設置。以上の六点を条例に盛り込む必要があると考えます。知事は条例にいかすべき方向をどう考えておられるか所見をお聞かせください。

【知事】男女共同参画社会について、その実現が21世紀のわが国社会のあり方を決定する最重要課題として位置づけております。男女共同参画基本法をはじめ家庭や雇用の場における男女共同参画を促進するための法整備もすすみつつございます。また、基本法に基づく国の男女共同参画基本計画も年内に策定の予定と伺っております。

## 幅広い女性の意見と英知を

【三双】次に、本府が1989年に策定した「きょうのあけぼのプラン」について質問します。

改定されたプランの後半1995年から2000年度を目途にした計画に

なっており、今年は最終年度です。「きょうのあけぼのプラン」の遂行状況の検証、総括を行ない、公表すべきと考えます。例えば、本府の政策方針決定過程への女性委員の積極的登用は目標に至っていません。どういう総括をされているのでしょうか。お答えください。

また、新しい世紀にむけた男女共同参画に関する行政施策の行動計画が必要です。本府の新しい女性行動計画策定にむけた取り組みの状況についてお示しください。あわせて計画策定の素案づくりの目途についてお示しください。行動計画の策定をすすめる上で、府民から幅広く意見や提案を聴取する公聴会で聞くとともに、幅広い女性団体や個人、府職員の意見・英知を反映した計画にすべきと考えますが、いかがですか。

**【知事】** 京都府と致しましては、新たな女性行動計画の策定に取り組んでるところでございます。年内には女性政策推進専門家会議から提言をいただきまして、国の基本計画も勘案しながら広く府民のご意見をお聞きしながら策定してまいりたいと考えております。

条例制定につきましては、専門家等のご意見もお伺いする中で今後、検討してまいりたいと考えております。

審議会等への女性委員の登用につきましては、本年3月末現在の女性委員の割合は25・5%で、本年度末には「あけぼのプラン」目標の約30%はおおむね達成できるものと考えております。

## 市町村の計画策定に支援を

**【三双】** 次に、国際婦人年から25年たった今でもなお、男女平等社会を実現するための女性行動計画が京都府内では14自治体に止まっています。これは市や町の姿勢だけにとどまらず、本府の支援・指導がどうなっているのかという問題を提起しているのではないのでしょうか。男女共同参画社会基本法では、市町村も計画策定に努めることとしていますが、府内全市町村において行動計画策定の取り組みがすすめられるよう本府の具体的な支援策をお示しください。

**【知事】** 市町村の女性行動計画につきましては、自主的な策定がすすむように、今後とも研修の場や情報の提供など、きめこまかな支援をおこなってまいりたいと考えております。

## 社会福祉法人「長生園」不明金問題

### 全容・真相を明らかに

**【三双】** 次に、社会福祉法人・長生園で3000万円の使途不明金が発覚したとされる問題について質問いたします。

京都府園部町の特別養護老人ホーム「社会福祉法人・長生園」で1992年から7年間で、3000万円の使途不明金が発生していることが、昨年三月に発覚しました。そして、長生園の元事務職員の女性に嫌疑がかけられ、昨年7月付で解雇され、8月9日に野中理事長から2968、7053円を横領したとして告訴されました。その元女性職員は、昨年11月園部警察署に逮捕され、128日間も拘留され、公判で3人の証言を立てて、女性元職員を犯人に仕立てあげる証言もなされてきましたが、現在に至るも本人はその容疑を否認し続けています。本年1月から京都地裁で公判が開かれ、公判はこの9月で11回目を迎えてマスコミでも社会的にも注目と大きな関心が集まっています。

私はこれまで公判を何度か傍聴してまいりましたが、検察当局は裁判の冒頭

陳述で被告人一即ち元女性職員一は自分の業務に乗じて帳簿を不正に操作して、みずからが預かり保管していた現金を着服、横領を繰り返した結果、利用者負担金に多額の不明金が発生し、その金額は3000万円に及んだと述べました。ところが第5回の公判で検察側は、この部分を撤回し、3000万円はもう争わないと冒頭陳述を撤回したのです。そして現在、98880円の不明金だけの審理がされているのです。

私は府内のいくつかの社会福祉法人施設の関係者にお聞きいたしました、  
「施設を利用された個人の負担金が利用者から支払われた通り入金されず、7年間も着服するなど考えられない」「監査がありますでしょう」と異口同音の声でございました。

施設は利用者の負担金と共に公の運営補助金で運営されているだけに、この全容と真相が明らかにされなければならないと考えるものです。

今回の事件は、社会福祉法人の運営とその在り方が問われる事件であり、同時に京都府はどうしていたのか監査、監督責任も厳しく問われる問題でもあります。そこでお尋ねします。

## 府の監査・監督責任が問われる問題

第1は、本府は監査を担当する専門組織による長生園の監査を毎年、実施し、厚生省にも報告してきたと思いますが。チェックをしながら問題はないとしてきたのはなぜですか。なぜ不明金が発見できなかったのか明らかにするとともに、府の監査責任をどのように認識しておられるのかお聞かせください。

第2に本年6月議会でわが党議員の質問に対し、保健福祉部長は「法人内部の牽制システムが確立していなかった」と答弁されていますが、具体的にどうということなのか、府内295法人と長生園の事務処理体制の違いについて明らかにしていただきたい。

第3に、長生園は園部町長が理事長、船井郡内各町長が理事、監事に就任されている施設です。毎年法人決算報告、事業内容についても理事会承認が必要になると思いますが、なぜ理事会が不明金を見逃していたのですか。理事会は園の製作した決算報告を鵜呑みにし、追認するだけの形式的な理事会になっていたのでしょうか。報告を求めます。

さらに本年6月議会での、わが党議員の質問に対し、保健福祉部長は理事長、理事会に対して「指導を検討していきたい」と答弁されましたが、より適切、厳正な管理指導をするべきです。どのような指導をいつされてきたのか明らかにして下さい。あわせて3000万円にもものぼる不明金の究明は行なったのか。理事長の責任はどう問われたのか、明らかにしてください。

**【保健福祉部長】** 今回の事案は老人福祉施設の短期入所にかかる利用者負担金が法人の収入として処理される前の段階で生じたものでございまして、法人の予算・決算に基づく収入・支出を基本に点検を致します指導監査では、発見することが困難であったものでございます。このような事案が生じた主な原因は、本来なら、こうした利用者負担金の収納事務につきましては、複数の職員が相互にチェックすべきところを、長生園では相互チェックせずに取り扱っていたことになると考えております。

社会福祉法人および施設の指導監査をおこなう立場にある京都府としては、今回の事案を重く受け止め、現金管理の適正化や内部牽制体制の確立などにつきましてもただちに指導したところでございます。また、現地に赴き実地監査をおこない、不明金の状況についても調査をいたします中で、法人に対し改めて

内部牽制体制の強化による適正な経理指導などについて、文書指導をおこなったところをごさいますて、法人から7月に改善報告書の提出を求め、現在、その報告書にそった取り組みがすすめられているところをごさいます。

## 野中町長の理事長兼任は不適當

**【三双】** 最後に、社会福祉法人監査・指導要綱では、地方自治体の長等、特定の公職にある人が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適當でないとしています。長生園理事長と園部町長兼務が21年以上も続いていることは、指導要綱から逸脱しています。なぜ、長期にわたって改善指導されなかったのか、明らかにしてください。答弁を求めます。

**【保健福祉部長】** なお、法人役員の責任問題については、法人みずからが判断されるべきものと考えております。法人の役員につきましては、国の社会福祉法人監査指導要項において、特定の奉職にある者が慣例的、名目的に就任し、役員本来の職務が果たせないような場合には適當でないとされておるところをごさいます。長生園につきましては、毎年の監査で理事会運営の状況等について確認しているところをごさいます。要綱に照らして特に問題があるとは考えていないところをごさいます。今後とも、適正な法人および施設の運営がなされますよう必要な指導をおこなってまいりたいと考えております。

## 府民が納得できる説明こそ必要

**【三双・再質問】** 今回の不明金が一回であるとか、短期間であるとかという話でしたら、今の理由は通じるかも知れませんが、随分、長い間、7年間にわたってことが継続しているということですから、今の答弁は理論的にも府民を納得させるものではないと思うんです。

ショートステイの利用料が「施設に法人の収入として入金される前の問題だから」と、おっしゃいましたけれども、もし、だとするならば、ショートステイの利用者は、月々何人か、利用された方にかかる経費や補助金は、何人に対し何人分入ったのか、ということなども経理にちゃんと載せなくてはならない問題ではありませんか。

補助金はだれに出していたことになるわけで、これも府民を納得させることではないと思います。引き続き、説明をされなくてはならないことと思います。

社会福祉施設は、職員が安心して働ける職場、入所者が大切にされる施設、経理がどこから見ても指弾を受けないような運営のあり方、この三つは表裏一体のものだと思うんです。そうならないところを本当にちゃんと受け止めて、行方不明金について、明らかにしていく毅然とした、園の姿勢ももちろんですが、園と理事会と京都府のひきつづく監査指導が必要でないか、もう一度、ご答弁いただきたいと思います。

**【保健福祉部長】** 毎年、社会福祉施設指導監査要綱等にもとづきまして、一生懸命、施設の運営につきまして適切な指導をおこなっているところをごさいます。今後とも、適正な法人施設の運営がなされますよう必要な指導をおこなってまいりたいと思っております。

## 公立学校の講師は正規教員として採用すべき

**【三双】** 次に、講師の問題で質問いたします。

府内の公立学校に任用されている講師は、正式な教員免許を持ち、学校現場で正規教員と同じ教育活動に従事しているものの、常勤講師と非常勤講師があり、その常勤講師は定数内講師と補充講師とに分かれています。定数内講師は、正規教員と同じようにクラス担任も受け持ちますが、1年間の期限付きで任用されています。補充講師は、正規教員のお産や病気、介護のための長期休暇などをカバーしています。これらの他に時間単位で授業を持つ非常勤講師があります。

こうした常勤、非常勤の講師が京都府内には1999年5月で1、211人任用され、増える傾向にあります。また、府内公立学校における講師の比率は、1998年度でみると全国平均が約3・5%で、京都府は約6・3%と、全国平均を大きく上まわっています。

現在、国や自治体の施策として、T・T加配や、京都市が最近、実施した専科教員配置などにも見られるように、加配措置は保護者や教職員の「教員を増やしてほしい」の切実な声を一定反映しているものの、その多くが時間雇用の非常勤講師なのです。

今、子どもたちを取りまく状況は、低学年から学級崩壊、いじめ、不登校、凶悪な少年事件の続発にもみられるように、子どもたちも心を痛め、深刻な社会問題となっています。ですから、「先生を増やして学級規模をせめて30人以下にするなど、教育条件をよくしてゆきとどいた教育、ゆとりある教育を」と求める声が大きく広がっています。

ところが政府は教員の新規採用を減らし、行革の名で正規教員をどんどん減らす一方で、いっそう講師を増やしていく方策をとっているのです。

政府のやり方が、必要な教員の増減を講師で乗り切り、講師を教員定数の調整弁にするものであり、今、民間企業ですすめられている臨時、パート化、出向社員を増やすような経営合理化方式を、教育の場に持ち込もうとする狙いです。

2000年度の国の予算全体で教育予算の伸びは0・2%なのに、非常勤講師の配置のための予算の伸びは34%にもなっていることでも明らかではないでしょうか。将来ある子どもの教育を“臨時”でまかなうなど許してはなりません。

## 教員定数を講師でごまかす、安上がり教育は許されない

そこで特に定数内講師について質問します。

府内公立学校での定数内講師の状況を見てみますと、1999年5月では常勤講師583人のうち定数内講師は292人にもなっています。養護学校では98年度講師のうち、定数内講師率が50%を超えています。

私は本府の公立学校に任用されている定数内講師の先生の声をお聞きしました。

Aさんは、「生徒にとって学校が楽しいところとなるようがんばっていますが、学年の終わりに近づくと、来年はどこに採用されるのか、採用があるのかと不安でいっぱいです」。Bさんは「担任の生徒のことが分かるようになってきた時分に1年の契約が終わり、これでは夢がありません」と、お話されました。

毎年、教員の新規採用が少ないために、正規教員になりたいと教員採用試験を何回受けても多くの人が不採用になり、30歳台になっても講師として働いておられるのです。

こうした不安定な雇用が、子どもや父母にも大きな不安を与えています。あ

るお母さんは「大変、良い担任に恵まれ、子どもが楽しんで学校へ行くようになったのに、1年で担任が代わりがっかりしたことがあります。学校にそんな不安定な雇用の先生がおられるなんて知りませんでした。子どもが落ち着いて勉強できる環境を最優先して、正規の先生にする必要があるのでは」とおっしゃいました。

公立学校に任用されている定数内講師は正規教員の不足分を講師で補っているもので、これら定数内講師は、本来、正規教員にカウントされるべき人員ではありませんか。定数内の教員に退職などの欠員ができれば、定数内講師ではなく正規採用教員として配置をすべきと考えます。いかがですか。教育長の答弁を求めます。

## 生活保証なく、教職の夢を砕く労働条件は改善すべき

質問の第2点は、講師の労働条件の改善についてです。教育基本法は「教諭は全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、職責遂行に努めなければならない。——このためには教員の身分は尊重され、その待遇の適性が期されなければならない」としています。

非常勤講師は時間給でボーナスはなし、病気欠席すれば減給されるなど、極めて不安定な状況に置かれており、これでは生活を保障することはできません。講師の現状は教育基本法に反しているのではありませんか。労働条件のすみやかな改善が必要ですが、ご所見をお聞かせください。

定数内講師は1年ごとの契約で、再雇用の保障はありません。本府は給与も給料表の一級が適用され、何年働いても頭打ちされます。労働条件を改善するために、少なくとも二級へのわたりを可能にし、上位制限の緩和を図ることが必要です。いかがされますか。お答えください。

**【教育長】** 非常勤講師の勤務条件についてであります。その生活上、勤務の実態にあわせて時間単位によって給料が支払われ、任用期間に応じ年次休暇が付与されるなど必要な条件整備がなされているところでございます。

常勤講師の給与につきましては、「職員の給与・勤務時間等に関する規則」によりまして、教育職給料表の一級の措置として位置づけられているところでございます。また、いわゆる上位制限につきましては、国に準じて定めているところでございます。今後とも教職員の給与および勤務条件につきましては給与・人事関係法令に基づき適正に取り扱ってまいり他と考えております。

**【三双・再質問】** 一級を適用しているということですが、全国の中には二級を適用して、少なくとも一級よりも高い待遇を保証している府県が有るわけですから、できないことはないはず。教育委員会のご努力を求めたいと思います。